

## 4. 生活環境

### (1) 基本的な考え方

#### 《共生社会実現のうえでの生活環境の意義》

障害のある人もない人も共に暮らしやすい共生社会の実現のためには、障害のある人への理解を広げるとともに、障害のある人がない人と同じように日常生活・社会生活を送ることができるよう、ハード・ソフトの変更や、合理的な配慮に基づく調整が行われる必要があります。

#### 《第三次障害者計画の取組み》

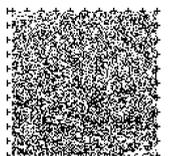
障害の生活を取り巻く制度としては、平成6年に、障害のある人、高齢者等が公共性の高い建築物を利用しやすいようにするための「ハートビル法」が、平成12年に障害のある人などが公共交通を利用した移動を行いやすくするための「交通バリアフリー\*法」等が整備され、バリアフリー化への本格的な取組みが始まりました。

こうしたことから「第三次障害者計画」では、県内における住宅、学校、建築物、公共交通等のバリアフリー化、わかりやすい表示・表現の普及、さらに障害のある人への差別の解消と理解の促進といった「心のバリアフリー」の問題に取り組んできました。

#### 《その後の新たな動き》

物理的なバリアフリー\*化については、平成18年に「ハートビル法」と「交通バリアフリー法」を統合した「バリアフリー新法」が施行されたこともあり、都市部の公共交通、公共施設、新設大型建築物等を中心に着実に進んでいます。

また「バリアフリー新法」においては、身体障害に限らず、知的、精神、発達障害\*などすべての障害に対象が拡大され、対象も路外駐車場、都市公



園、福祉タクシーなどへの拡充が図られ、まちづくりにおけるさらなるバリアフリー化の推進が期待されています。

しかし、バリアフリー化が進む一方で、整備された多機能型トイレ\*、オストメイト用設備などの中には、実際には利用できない、また使用しづらい施設設備が増えるといった事態が生じています。

これには、多様な障害特性への理解が十分でなく、障害のある当事者の声を十分に聞くことなく、また、実際に試すこともなく整備が進められることが多いなどの要因が考えられます。

### 《これからの生活環境整備の方向性》

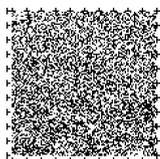
当事者や障害のある人を支援する関係者が計画の段階から、施設の使いやすさや設計のあり方を伝えていくことなど、障害当事者が参加した整備の仕組みづくりがますます重要となっています。

利用者の多い鉄道駅では、バリアフリー\*化が着実に進んでいますが、利用者の少ない地域では、まだまだ進んでいません。また、鉄道やバス路線のない地域においては、障害のある人の移動手段の確保はさらに困難な状況にあり、福祉タクシーを含む移動支援の充実を求める声が高まっています。

平成14年に施行された「身体障害者補助犬法」では、国、地方公共団体、公共交通事業者、不特定多数の者が利用する施設の管理者等は、その管理する施設等を身体障害のある人が利用する場合、身体障害者補助犬の同伴を拒んではならないとされています。

しかし、いまだにこの法律を知らない管理者や同伴を拒む関係者が多く存在しています。

こうしたことから、本県では、県有施設管理者を対象とした講習会において適切な対応を徹底するとともに、「障害のある人もない人も共に暮らしやす



い千葉県づくり条例\*」の展開として、障害のある人への理解促進と合理的配慮の普及等に取り組み始めたところです。

また条例に基づく活動、障害当事者をはじめとする県民が主体となった取組を進めることにより、「心のバリアフリー」を一層浸透させていくことが重要です。

近年、防災等に関する意識が高まる中、「御近所どうし顔のわかりあえる」町内会づくりを目指した活動や、自主防災組織づくりなどの機運が高まっています。こうした中、身近な地域の中で障害のある人の存在や障害についての理解を広めるとともに、障害のある人自身にも地域住民の一員としての参画が期待されています。

## (2) 障害のある当事者の利用の視点に立ったバリアフリー化の推進

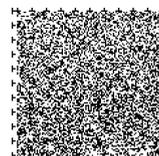
バリアフリー\*化が進む中で、実際に利用できない、利用しづらい施設設備等が増えてきています。障害当事者の参加や関係団体等の連携により、障害のある人の視点に立った整備の仕組づくりに取り組みます。

### ▶障害のある当事者の利用の視点に立った設備等の普及

車椅子利用、オストメイト、難病などの人と協力して、障害のある人の視点に立ち実際に利用しやすいトイレ設備等の普及を目指すため、標準的な施設設備のガイドラインや資料集を作成し、関係機関や施設の管理者等への普及に努めます。

### ▶バリアフリー診断・改善等の普及

県民との協働によるバリアフリー\*化のための活動を推進するため、障害のある当事者や住民等による公共交通・公共施設等のバリアフリー診断・改善の提案、バリアフリーマップづくりなど、県民が主体となった活動を普及します。



また「バリアフリー新法\*」のもと、知的障害のある人、自閉症\*児や、その他の障害種別に十分配慮したバリアフリー化が実施されているか、障害のある人の視点から状況の把握に努め、建築主等への普及啓発を推進します。

**➤公共機関職員等のための実際的な支援方法等の普及**

県職員をはじめ行政、警察、公共施設、交通事業所のスタッフが障害のある人や、支援方法を理解するための研修を実施します。

**(3) 安心して利用できる移動手段の確保**

**➤移動支援サービスの充実**

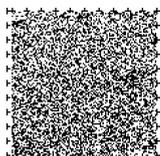
公共交通が不足している地域において、障害のある人等が外出するために、いつでも、どこでも安心して利用できる移動支援サービスが必要です。

市町村など行政機関、公共交通事業者と移動支援サービス事業者などの関係者の連携強化を図るとともに、利用者・事業者に必要な情報提供など、社会福祉協議会、NPO\*、ボランティア団体等が安定的に移動支援サービスを実施できるよう支援を行います。

**➤移動支援事業の円滑な実施**

障害のある人の外出を支援する市町村の移動支援事業について、技術的な助言や財政面での支援を行うとともに、市町村間の円滑な相互利用による事業実施に向けて、広域的な支援等を行います。

項 目		22年度 (実績)	23年度 (見込)	24年度	25年度	26年度
ガイドヘルパーの養成	養成人数	687人	600人	440人	440人	440人
	研修回数	31回	30回	22回	22回	22回
同行援護従事者の養成 (再掲)	養成人数	—	50人	500人	500人	500人
	研修回数	—	1回	20回	20回	20回



### ➤公共交通等における障害のある人への減免制度の充実

公共交通料金の減免は広がっていますが、事業者により対象となる障害や同行者の減免等について運用が異なる場合もあります。

県として、対象、運用基準等の統一化が進むよう関係機関に働きかけます。

また、新たな障害種別の状況を踏まえ、障害のある人の範囲の捉え方について、関係機関へ情報提供等を行います。

### ➤身体障害者補助犬制度の普及

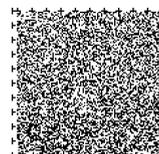
身体障害者補助犬（視覚障害のある人のための「盲導犬」、肢体不自由者のための「介助犬」、聴覚障害のある人のための「聴導犬」をいいます。）の育成と補助犬を使用する身体障害のある人の施設利用等の円滑化を図るため、「身体障害者補助犬法」が制定され、平成15年10月から全面実施されています。

本県では、平成19年9月に千葉リハビリテーションセンターが介助犬認定施設として登録されました。

また、平成19年12月には、同法が一部改正され、都道府県・政令市・中核市における相談窓口の設置と、事業所または事務所における補助犬の使用が義務化され、本県でも平成20年4月に相談窓口を設置したところです。



写真：「盲導犬ジャムと通勤する私」 阿部貞信さん



身体障害者補助犬は、障害のある人の自立と社会参加に大きく寄与するものであり、引き続き幅広い関係者への制度の周知・普及を一層進めます。

また、県相談窓口において使用者等からの苦情・相談に対応するとともに、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例\*」の個別事案解決の仕組みも活用し、助言・指導を行うなどして問題の解消を支援します。

項 目	22 年度 (実績)	23 年度 (見込)	26 年度
補助犬の育成頭数	39 頭	42 頭	51 頭

#### (4) 住宅、建築物等のバリアフリー化

##### ▶建築物のバリアフリー化

本県においても高齢化が本格化し、障害のある高齢の人も増えてきていることから、病院、公共施設等の建築物のバリアフリー\*化の一層の推進に向け、「バリアフリー新法\*」に基づく適合審査および認定や、支援制度の活用推進等を通じて、建築物のバリアフリー化の普及啓発を行います。

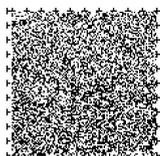
また、県有施設の整備に当たっては、今後もバリアフリー化に努めます。

聴覚障害のある人などの利便を図るため、建築物、駅等において電光掲示板等による案内を促進します。

##### ▶都市公園・商業施設・路外駐車場のバリアフリー化

「バリアフリー新法\*」に基づき、都市公園の出入口、園路、休憩所、便所、駐車場、商業施設およびその駐車場、路外駐車場のバリアフリー\*化に取り組めます。また、バリアフリー化への努力義務のある管理者に対する制度の理解促進や早期の整備について働きかけます。

また、法律で車椅子使用者駐車施設の設置が義務付けられ、整備基準はあるものの、施設によりその利用対象やルール等が統一されておらず、ルールを無視する利用者も多いため、車椅子使用者等が必要な時に駐車できない事態が生じています。



こうした問題への対応を図るため、関係者と協力して、車椅子利用者用駐車場の適正な利用のあり方について検討します。

項 目		22年度 (実績)	23年度	26年度
多機能型トイレが整備されている県立公園	公園数	10箇所	増加に努めます	
	整備率	67%		
障害者駐車場が整備されている県立公園	公園数	11箇所	増加に努めます	
	整備率	73%		

#### ▶公営住宅のバリアフリー化

公営住宅の整備にあたっては、バリアフリー\*化（室内の段差解消、手すりの設置および廊下幅の確保等）を推進します。

項 目	22年度 (実績)	23年度 (見込)	26年度
県営住宅のうちバリアフリー化された住戸数	3,797戸	4,055戸	4,737戸

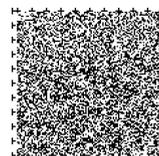
#### ▶民間住宅のバリアフリー化

県のホームページを通じて、住宅リフォームの際の助成に関する情報提供や高齢者が自宅をリフォームする際の融資に係る債務保証制度等の情報提供を行います。

#### ▶教育機関のバリアフリー化

小学校、中学校、高等学校等の教育機関について、教育の機会を拡大するためバリアフリー\*化を進めます。

項 目		22年度 (実績)	23年度	26年度
エレベーターが整備されている県立高等学校	学校数	3校	増加に努めます	
	整備率	2.3%		
多機能型トイレが整備されている県立高等学校	学校数	71校	増加に努めます	
	整備率	55.0%		



#### ▶社会福祉施設のバリアフリー化

社会福祉施設については、限られた利用者についての配慮だけでなく、地域生活支援の拠点として役割を果たしていくために、福祉施設のバリアフリー\*化を進めます。

特に、障害種別間の相互利用など対象者横断的な福祉サービスの提供を可能にするため、今後の施設整備や改修に当たっては、様々な障害特性についての配慮を促します。

#### ▶オストメイト用トイレの普及

「バリアフリー新法」に基づく身体障害のある人のためのトイレの新設、既存トイレの改装・増設時に合わせ、オストメイト用トイレ設備の設置について、建築主等への普及啓発を推進します。

### (5) 公共交通におけるバリアフリー化

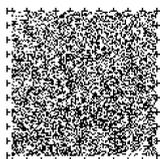
#### ▶公共交通機関のバリアフリー整備

「バリアフリー新法\*」に基づく鉄道駅の改札口、プラットホーム、段差の解消、身体障害のある人のためのトイレ設置など旅客施設のバリアフリー\*化を関係機関に働きかけるとともに、鉄道駅のエレベーター整備に対し支援を行います。

また、バス事業者におけるノンステップバスの導入を促進します。

また「バリアフリー新法」では、市町村は、高齢者、障害者などが利用する施設が集まる重点整備地区等について、バリアフリー化のための方針、事業等を内容とする「基本構想」を作成できることになりました。また、基本構想を作成する際に高齢者、障害者などの当事者参加を図るために、協議会制度が位置づけられ、高齢者、障害者などから、基本構想の作成・見直しを提案できる制度が創設されました。

市町村による早期の「基本構想」作成を実現するため、構想策定に対し助



言を行い、バリアフリー化の普及に向けて啓発、支援等を行います。

「基本構想」策定に当たっては、当事者が参加する協議会の設置について市町村に働きかけます。

項 目	22 年度 (実績)	23 年度	26 年度
基本構想作成市町村数	14市町村	14市町村	14市町村
主要駅エレベーター・エスカレーターの整備率	90.2%	32 年度末までに 100%を目指します	
乗り合いバス車両のノンステップバスの導入率	32.4%	32 年度末までに 70%を目指します	

#### ➤道路のバリアフリー整備

高齢者や障害のある人をはじめ、すべての人々が安全かつ円滑に移動できるよう、障害のある人等が日常的に利用する施設等を結ぶ一定の道路について、幅の広い歩道の整備や既設歩道における段差・勾配等の改善など「バリアフリー新法\*」の基準に適合した道路整備を行います。

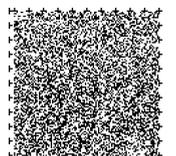
その他の道路についても、障害のある人、高齢者、児童などすべての人々が安全かつ円滑に移動できるよう、バリアフリー\*化された歩行者空間の確保に向けて整備を行います。

### (6) ユニバーサルなまちづくり

#### ➤千葉県福祉のまちづくり

「千葉県福祉のまちづくり条例」では、民間施設も含め不特定多数の人が利用する施設について、障害のある人や高齢者等が安全かつ快適に利用できるようその整備に努めています。

今後はオストメイトへの配慮や、子育て支援など多様なニーズにより一層対応していくため、ユニバーサルデザイン\*の視点を取り入れていくとともに、「バリアフリー新法\*」の改正や「身体障害者補助犬法」の制定なども踏



まえながら改正を検討します。

「千葉県福祉のまちづくり条例」の広報・啓発を積極的に行います。

#### ▶千葉県建築物ユニバーサルデザイン整備指針の普及

障害のある人、高齢者、妊婦等すべての県民にやさしく安全で安心に暮らせるまちづくりを進めるため、ユニバーサルデザイン\*の理念に基づいた建築物の整備について、引き続き普及啓発に努めます。

### (7) 交通安全・防犯・消費者保護の推進

#### ア 安全な交通の確保

##### ▶バリアフリー対応の信号機・標識等の整備

高齢者等感應信号機や音響信号機などの「バリアフリー対応型信号機\*」の設置を推進します。

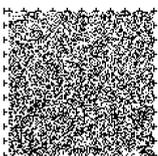
横断歩道であることを表示する道路標識・標示等について、障害特性に配慮した標識・標示等の設置を推進します。

高齢者や障害のある人等が利用する官公庁施設、福祉施設などについて、その方向を示し移動の円滑化を図る必要がある場合には、交差点等に歩行者用案内標識を整備します。

歩道、乗合自動車停留場の乗降場等において、視覚障害のある人が円滑に移動するために必要と認められる箇所には、視覚障害のある人のための誘導ブロックを敷設します。

##### ▶自動車運転免許証取得への支援

「道路交通法」に基づく適性を有した（運動能力上必要な条件を付した）障害のある人の自動車運転免許証の取得が容易となるよう、自動車教習所に



身体障害のある人のための教習車両の充実および施設の整備促進を図ります。

県内の指定自動車教習所における障害のある人の入所・教習等の状況を把握しつつ、障害のある人に対する支援活動を積極的に推進するように指導します。

#### ➤ 駐車禁止除外および駐車許可の適正な運営

身体に障害のある人等に対して、交通基準に基づく「駐車禁止除外指定車標章\*」の交付および駐車許可制度の適切な運用に取り組みます。

### イ 防犯対策等の推進

地域安全活動の中で、障害のある人への対策として、自分自身を守る術を身に付けてもらうという観点を持ちながら、障害のある人やその支援者などとの交流等をはじめとして、あらゆる機会を通じて、障害のある人が安心して暮らせるための防犯対策等に取り組みます。

#### ➤ 関係者への障害特性等の理解の促進

知的障害のある人などの障害特性等の理解を広げるためのハンドブックを市役所、郵便局等の公共機関や交通機関、金融機関にも配布し、関係者の理解を促進します。

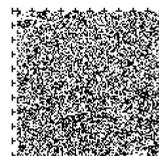
県警では、職場や警察学校において、障害のある人の特性に配慮した警察活動について教養しており、今後も継続的に実施していきます。

#### ➤ メール110番・119番システムの普及

聴覚障害のある人等からの緊急通報手段として、既に整備されている「FAX110番\*」「メール110番\*」に加え、携帯電話による「メール119番\*」のシステムの普及を図ります。

### ウ 消費者保護対策の推進

相手に障害があることを利用し、騙して契約させたり、高価なものや同じ



商品を繰り返し売りつけたりする悪質な業者が増えています。

障害のある人の中には、契約や売買が十分に理解できない、強引な勧誘等を断られない、お金の管理ができず所持金をすべて使ってしまおうといった人もいます。

#### ➤自分自身を守るための教育

自分の所持金や貯金を管理でき、悪質な勧誘等を拒否することができるよう、金銭管理、ロールプレイング方式による消費者教育、必要なときには誰かに手助けを求めることなど、自分自身を守るすべを身に付けるカリキュラムを社会教育や学校の授業などに組み込みます。

#### ➤早期相談等の啓発

障害のある人やホームヘルパー、施設関係者等に対し、消費者センター等の相談窓口の周知、早期通報・相談の重要性についての啓発を進めます。

#### ➤成年後見制度・日常生活自立支援事業の利用促進

財産・金銭管理について、千葉県社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業\*の充実および普及や、成年後見制度\*の利用促進に努めます。

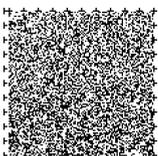
#### ➤地域の多様な人々とのつながりをつくるための仕組みづくり

また、障害のある人と社会参加・余暇等を共にしながら楽しい時間を共有するなど、支援者や家族だけでなく、地域社会において障害のある人と多様な人々との関わりをつくる仕組みづくりを通じて、障害のある人の見守りを広げます。

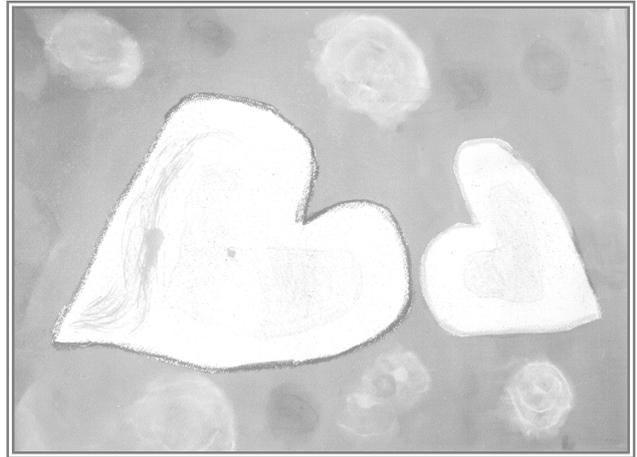
#### ➤障害のある人に関するマークの普及

現在、「聴覚障害者標識」や「ほじょ犬マーク」など、行政・民間団体等により、各種の障害のある人に関するマークが設けられています。

これらのマークは、バリアフリー\*等に対応したルールや障害のある人への支援の必要性等を伝えるものであると同時に、障害のある人への理解を促



す「心のバリアフリー」につながるものです。これらのマークの県民への周知と理解の促進を図るとともに、マークの普及に努めます。



絵：「ハートの姉妹」千葉みちるさん



絵：「躍る花」下村佳さん

